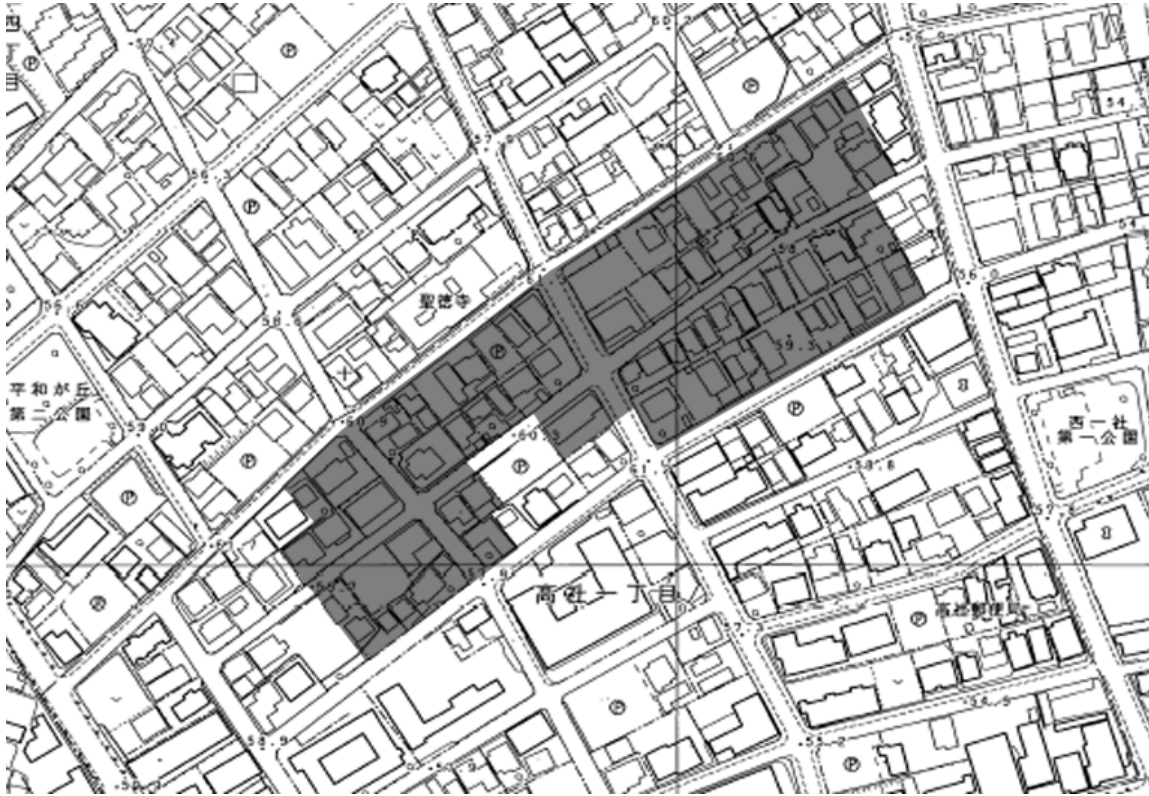


# 高社一丁目北地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 名東区高社一丁目

【最初の認可】 平成3年10月1日 【最近の認可年月日】 平成13年12月21日 【認可番号】 13指令住建指第9-6号

【有効期間】 平成23年12月21日 より 10年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第一種住居地域

【制限の概要】

- 1 住戸の床面積が30㎡未満のワンルームマンションを原則禁止する。
- 2 建築物周辺の緑化に努める。

## ●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、市街地建築係(電話052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区